

【新旧対照表】 令和7年度 特定子ども・子育て支援施設等基準の主な改正内容

1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
3 非常災害に対する措置 (2)b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	【調査内容】 (略) 【評価基準】 (略) 【根拠法令等】 ・支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3) ・指導監督基準3(2) ・消防法施行令第3条の2第2項 ・ 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の4第2項	【調査内容】 (略) 【評価基準】 (略) 【根拠法令等】 ・支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3) ・指導監督基準3(2) ・消防法施行令第3条の2第2項 <u>(追加)</u>	検査基準見直しのため
5 保育内容	【調査事項】 (2) 保育従事者の保育姿勢等 b 児童の人権に対する十分な配慮 【調査内容】 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 <u>参考 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月 こども家庭庁)</u>	【調査事項】 (2) 保育従事者の保育姿勢等 b 児童の人権に対する十分な配慮 【調査内容】 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 <u>(追加)</u>	検査基準見直しのため
6 給食	【調査事項】 (1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	【調査事項】 (1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	誤記による訂正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	【調査内容】 (a) 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。	【調査内容】 (a) 食器や、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用することによく洗い、滅菌しているか	
7 健康管理・安全確保 (7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	【調査事項】 7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	【調査事項】 7) 乳幼児突然死症候群の予防	法令改正のため修正
	【評価事項】 ・保育室に職員が存在していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	【評価事項】 ・保育室に職員が存在していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	誤記のため修正
7 健康管理・安全確保 (8) 安全確保	【調査内容】 a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 【評価事項】及び【判定】 ・安全計画が策定されていない。【C】 ・安全計画の内容が不十分である。【B】 ・保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない（危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など）【C】	【調査内容】 a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 【評価事項】及び【判定】 ・安全計画が策定されていない。【C】 ・（追加） ・保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない（危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など）【C】	誤記のため修正 検査基準の見直し
7 健康管理・	【調査内容】	【調査内容】	検査基準の見

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
安全確保 (8) 安全確保	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 【評価事項】及び【判定】 ・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。【C】 ・ <u>職員に対して、安全計画についての周知が不十分である。【B】</u> ・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。【C】 ・ <u>安全計画に定める研修及び訓練の実施または実施内容が不十分である。【B】</u>	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 【評価事項】及び【判定】 ・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。【C】 ・ <u>(追加)</u> ・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。【C】 ・ <u>(追加)</u>	直し
7 健康管理・安全確保 (8) 安全確保	【調査内容】 c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 【評価事項】及び【判定】 ・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。【C】 ・ <u>保護者への周知が不十分である。【B】</u>	【調査内容】 c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 【評価事項】及び【判定】 ・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。【C】 ・ <u>(追加)</u>	検査基準の見直し
7 健康管理・安全確保 (8) 安全確保	【調査内容】 n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 【評価事項】 ・ <u>事故が発生した施設において当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</u>	【調査内容】 n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 【評価事項】 ・ <u>報告が行われていない。</u>	内容の修正
7 健康管理・安全確保	【調査内容】 0 死亡事故等の重大事故が発生した場合施設に	【調査内容】 0 死亡事故等の重大事故が発生した場合施設に	誤字の修正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
(8) 安全確保	ついては、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 【評価事項】 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	ついては、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 【評価事項】 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとられていない。	
8 利用者への 情報提供	【調査事項】 (1) 施設及びサービスに関する内容の掲示 【根拠法令】 ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(23)</u>	【調査事項】 (1) 施設及びサービスに関する内容の掲示 【根拠法令】 ・ 支援法施行規則第1条第1項第1号へ <u>(22)</u>	根拠法令の番号修正